

検針およびガス料金の計算方法について

検針

当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。この検針を「定例検針」といいます。定例検針の他に、ガスのご使用開始時(開栓)、ご解約時(閉栓)等の際にも検針を行います。

料金算定期間

料金算定期間とは、検針日の翌日から次の検針日までの期間をいいます。

料金計算方法

$$\text{通常計算} \cdots \boxed{\text{ガス料金}} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{従量料金}}$$

(従量料金 = 従量料金単価 × ガス使用量)

$$\text{日割計算} \cdots \boxed{\text{ガス料金}} = \boxed{\text{日割計算後基本料金}} + \boxed{\text{従量料金}}$$

(日割計算後基本料金 = 基本料金 × 料金算定期間の日数 / 30)

(従量料金 = 従量料金単価 × ガス使用量)

[日割計算を行う条件]

- 1) 定例検針時 …… 料金算定期間の日数が24日以下あるいは36日以上の場合
- 2) 開栓・閉栓時 …… 料金算定期間の日数が29日以下あるいは36日以上の場合